令和６年度

**高知県放課後児童支援員認定資格研修**

**開　催　要　項**

高　知　県

**令和６年度　 高知県放課後児童支援員認定資格研修　開催要項**

１．目　的

放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26 年厚生労働省令第63 号）及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成27 年3 月31 日雇児発0331 第34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とする。

２．主　催　高知県教育委員会（委託先：特定非営利活動法人 日本放課後児童指導員協会）

３．カリキュラム内容　16科目　計24時間

|  |
| --- |
| **１．放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解　【４．５時間】** |
| １－① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 |
| １－② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 |
| １－③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ |
| **２．子どもを理解するための基礎知識　【６時間】** |
| ２－④ 子どもの発達理解 |
| ２－⑤ 児童期（６歳～１２歳）の生活と発達 |
| ２－⑥ 障害のある子どもの理解 |
| ２－⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解 |
| **３．放課後児童クラブにおける子どもの育成支援　【４．５時間】** |
| ３－⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 |
| ３－⑨ 子どもの遊びの理解と支援 |
| ３－⑩ 障害のある子どもの育成支援 |
| **４．放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力　【３時間】** |
| ４－⑪ 保護者との連携・協力と相談支援 |
| ４－⑫ 学校・地域との連携 |
| **５．放課後児童クラブにおける安全・安心への対応　【３時間】** |
| ５－⑬ 子どもの生活面における対応 |
| ５－⑭ 安全対策・緊急時対応 |
| **６．放課後児童支援員として求められる役割・機能　【３時間】** |
| ６－⑮ 放課後児童支援員の仕事内容 |
| ６－⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守 |

４．実施日程・会場

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **実施日程** | **9/22（日）** | **10/13（日）** | **11/4 （月・祝）** | **12/8（日）** |
| **09:15～09:30** | ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ |  |  |  |
| **09:30～11:00** | １－① | ２－⑤ | ３－⑧ | ４－⑪ |
| **11:10～12:40** | １－② | ２－⑦ | ３－⑨ | ４－⑫ |
| **13:30～15:00** | １－③ | ２－⑥ | ５－⑬ | ６－⑮ |
| **15:10～16:40** | ２－④ | ３－⑩ | ５－⑭ | ６－⑯ |
| **16:40～16:45** |  |  |  | ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ |
| **講　師** | 中山 芳一  (岡山大学) | 中山 芳一  (岡山大学) | 中野 健汰  (放課後児童支援員) | ⑪⑫豊田　開吏  (放課後児童支援員)  ⑮⑯藤原　由加  (放課後児童支援員) |

**会場：高知県立高知青少年の家　2階大集会室（吾川郡いの町天王北1-14）　定員：80名**

５．応募できる方　以下の（１）（２）のいずれにも該当する方です。

1. 基準第10条第３項各号のいずれかに該当する者

【基準第10条第３項抜粋】

１　保育士の資格を有する者

２　社会福祉士の資格を有する者

３　学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの

４　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条に規定する免許状を有する者

５　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

６　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

７　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

８　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

９　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

10　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

（２）県内の放課後児童健全育成事業所において利用者の支援に従事する職員または従事する意思がある者で、全日程を受講できる方

（注）「県内の放課後児童健全育成事業所」は、児童福祉法第３４条の８の規定に基づき、市町村が行う又は市町村長に届け出て行う放課後児童健全育成事業の事業所に限ります。

６．必要経費

　テキスト代　２，３００円　研修１日目に現金と引き換えでお渡しします。

　なお、受講料は無料です。　※一部科目修了者の方は、昨年度のテキストが使用可能です。

７．受講申込方法

（１）申し込み先

　　・現に放課後児童クラブもしくは放課後子ども教室に従事している方

→　勤務先市町村の担当課に郵送または持参

　　・現に放課後児童クラブもしくは放課後子ども教室に従事していない方

（従事する意思のある方を含む）　→　日本放課後児童指導員協会に郵送

（２）受講申込締切日 　**令和６年９月２日（月）必着**

（３）受講申込に必要な書類等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 受講申込書  （様式１） | 所定の受講申込書に必要事項を記入してください（コピー使用可）  縦３cm×横２.４cm無帽正面で申込３ヶ月以内に撮影した写真（裏面に氏名を記入）を受講者カードに貼ってください |
| ②※ | 基準第１０条第３項各号に該当することを証明する書類の写し | ※②を参照し、必要な書類を提出ください |
| ③ | 放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証（写し） | 該当者のみ  ③を提出の場合、②の提出は不要です。 |

※②　基準第１０条第３項各号に該当することを証明する書類の一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 各号 | 内容 | 提出書類 |
| 第１号 | 保育士の資格を有する者 | 以下の書類のうち、いずれかひとつ 　・保育士証の写し 　・保育士（保母）資格証明書の写し 　・保育士試験合格通知書の写し 　・指定保育士養成施設卒業証明書の写し 　・保育士養成課程修了証明書の写し |
| 第２号 | 社会福祉士の資格を有する者 | 以下の書類のうち、いずれかひとつ 　・社会福祉士試験合格通知書の写し 　・社会福祉士登録証の写し |
| 第３号 | 高卒以上で２年以上かつ2,000時間以上児童福祉事業に従事したもの | 以下の書類の両方 　（１）卒業証書の写し または 卒業証明書の写し 　（２）実務経験証明書（様式２-1） |
| 第４号 | 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条に規定する免許状を有する者 | 以下の書類のうち、いずれかひとつ 　・教育職員免許状の写し 　・教育職員免許状授与証明書の写し |
| 第５号 | 大学にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程修了卒業者 | 以下の書類のうち、いずれかひとつ 　・卒業証書の写し 　・卒業証明書の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく 　 場合があります。 |
| 第６号 | 大学にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程単位を修得し、学校教育法第102条第２項の規定により大学院入学が認められた者 | 以下の書類のうち、いずれかひとつ 　・学校教育法第102条第２項の規定により大学院 　　への入学が認められたことを証する書類の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく  場合があります。 |
| 第７号 | 大学院にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程修了卒業者 | 以下の書類のうち、いずれかひとつ 　・卒業証書の写し 　・卒業証明書の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく  場合があります。 |
| 第８号 | 外国の大学にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程修了卒業者 | 以下の書類のうち、いずれかひとつ 　・卒業証書の写し 　・卒業証明書の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく  場合があります。 ※日本語以外の書類の場合は日本語訳を併せて 　 提出すること。 |
| 第９号 | 高卒以上で２年以上かつ2,000時間以上放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事し、市町村長が認めたもの | 以下の書類の両方 　（１）卒業証書の写し または 卒業証明書の写し 　（２）実務経験証明書（様式２-１） |
| 第10号 | ５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの | 実務経験証明書（様式２-２） |
| その他 | 前年度に一部科目修了証の交付を受けている場合 | ・一部科目修了証の写し ※高知県知事の交付した一部科目修了証である場合 　は、その他の添付書類は不要。 |

８．受講申込受理通知書の送付

　　受講申込が受理された方には、以下の書類を開講前１週間前後に本人宛に発送します。到着しない場合は、日本放課後児童指導員協会にお問い合わせください。

|  |
| --- |
| **＜受講申込が受理された方へ送付する書類＞**  **＊受講申込受理通知書　＊日程表　＊会場案内** |

○初日に必要な持ち物（本人確認書類等）、会場の詳細案内は、受講申込受理通知書と一緒に郵送いたしますので、必ず内容を確認してください。

○受講中の留意事項（欠席の場合・レポート）の詳細は、初回ガイダンスでお伝えいたします。

９．その他

（１）定員を超える受講申込がある場合は、以下の優先順位に従って、受講者を選定させていただきますので、予めご了承ください。

①県内の放課後児童健全育成事業所において利用者の支援に従事する者

②県内の放課後子ども教室において利用者の支援に従事する者

③県内の放課後児童健全育成事業所において利用者の支援に従事しようとする者

④その他、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者

（２）受講申込受理通知書が届き、受講が決定した後で受講の辞退を希望する場合は、日本放課後児童指導員協会まで必ず連絡してください。

（３）研修では座席を指定します。視力・聴力・体調等の兼ね合いで座席位置等に配慮が必要な方や、その他研修の受講にあたって事前に申し送りしておくべき事情等がある方は、必ず申込書内の特記事項欄にご記入ください。内容を確認の上、可能な範囲で対応いたします。

なお、研修当日に会場で申し出いただいても内容によっては対応でき兼ねますので、ご了承ください。

（４）申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。

（５）申込書類に記載いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供のために使用します。

（６）警報級の暴風・大雨・洪水などが予想される場合は、前日夕方５時に実施の有無を判断いたします。尚、中止等の連絡は、実施先となる日本放課後児童指導員協会のホームページに掲載しますので、各自ご確認ください。　（予定通り実施する場合は、案内の掲載はありません。）

**http://www.ja-acc.jp**←「日本放課後」で検索ください。

10．修了後について

24時間の全課程を修了した方に、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を市町村を通じて、本人にお渡しします。なお、病気等のやむを得ない理由による欠席で全課程修了していない方には、一部科目修了証が渡ります。（１年間有効。全課程を修了後、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します）。

＜問い合わせ先＞　**※お問い合わせいただく前に、この要項を熟読してください。**

（資格制度に関すること）

高知県教育委員会事務局生涯学習課　地域学校協働支援担当：岡本

〒780-0850 高知市丸ノ内１丁目７番５２号 TEL：088-821-4897　FAX：088-821-4505

（研修に関すること）

(特非) 日本放課後児童指導員協会（開局時間：月～金　10時～18時）

〒700-0818　岡山県岡山市北区蕃山町4番5号　岡山繊維会館4階

TEL（086）224－4101　FAX(086) 206-4222 E-mail [info@ja-acc.jp](mailto:info@ja-acc.jp)

（受講申込書の提出に関すること）各市町村担当課へお問い合わせください。

**令和６年度高知県放課後児童支援員認定資格研修にあたってのＱ＆A**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ． | 項目 | 質問 | 回答 |
| 1 | 資格証明用の添付書類について | 提出する添付書類は、必ずA４で提出しなければならないか。  （原本がA４より大きいサイズである） | 原則A４サイズで提出いただきたい。  縮小した際に文字が判読できない場合は、A３サイズでの提出も可とする。 |
| 2 | 取得した資格の氏名が旧姓だが、どうしたらよいか。 | 受講申込書（様式１）の氏名の下に旧姓を書き入れ、提出すること。  例）  申込者氏名：　山田　花子  (旧姓　高知) |
| 3 | 教員免許状を紛失した場合は、どうしたらよいか。 | 教員免許を取得した大学が所在する都道府県の教育委員会へ、「教員免許状授与証明書」の請求を申請してください。高知県内の大学で取得した場合は、高知県教育委員会事務局教職員・福利課へ（ホームページに申請手続きについての掲載あり） |
| 4 | 高校の卒業証書を紛失した場合は、どうしたらよいか。 | 卒業した高校へ申し出て、卒業証明書を発行してもらうこと。 |
| 5 | 専門学校の卒業証明書で、高等学校卒業の証明に代えることは可能か。 | 専門学校の入学要件が高等学校卒業者となっていたとしても、卒業証明書上はその確認がとれないことから、高知県としては高等学校の卒業証書（または卒業証明書）をもって資格証明書類とする。中等教育学校も同じ。 |
| 6 | 基準第１０条第３項に関すること | 児童クラブを市が保護者会等へ委託して運営しているが、受講者が第３号該当の場合、勤務証明は市町村が発行するのか、それとも委託先か。 | 市町村の直営または委託事業ではあるが雇用契約のみ市町村が行っている場合は、市町村名で発行を。  委託先で雇用している場合は委託先名で発行を。 |
| 7 | 児童クラブで２年以上勤務した場合、３号もしくは９号のどちらに該当するか。 | 児童クラブで勤務した場合は、児童福祉事業のため３号該当。放課後子ども教室や児童館等で勤務した場合は９号該当となる。  ただし、１年目が子ども教室、２年目が児童クラブ勤務等であれば９号該当とすること。 |
| 8 | 在職証明書における従事月数について、１月に満たない日数は切り上げてよいか。 | 切り上げた場合、２年ないし５年という要件を満たさないことが生じる恐れがあるため、１月に満たない日数は切り捨てて従事月数を算出すること。 |
| 9 | 第３号・９号の要件に「２年以上の従事」とあるが、希望者が勤務２年目の場合は、受講可能か。 | 当該年度の９月１日現在で２年以上の方のみ資格を認定する。（今年度受講しても修了認定はできないので、２年以上勤務後に再度受講の必要がある）  ※第１０号についても同様の考え方。 |
| 10 | 第３号・９号の要件が「高等学校卒業者等」となっているが、中学校卒業では資格はとれないのか。 | 第３号に記載されている「高等学校卒業者等」の要件を満たす方のみが資格の認定対象となる。（厚労省に確認済）  中学校卒業者は、放課後健全育成事業に５年以上従事し、市町村長に認められた場合は第１０号の該当となる。 |

（様式１）

高知県知事　様

令和６年度 高知県放課後児童支援員認定資格研修受講申込書

　　　　　　　　　　　　記入年月日：令和６年　　月　　日

※受講者カード欄には氏名のみ記入してください

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  | | 受講者カード  受講者番号：  氏　　　名： | | | 顔写真  貼付欄  （縦3cm×横2.4cm） |
| 申込者  氏　名 | （旧姓　　　　　　） | |
| 生年月日 | 昭・平　　　年　　　月　　　日生 | |
| 連絡がつく  電話番号 |  | | 令和６年度 高知県放課後児童支援員認定資格研修 | | | |
| 自宅住所 | 〒　　　　－ | | | | | |
| 基準  第10条  第３項第１～10号で該当するもの  １つに✔ | （　　）１号 保育士の資格を有する者（資格証）  （　　）２号 社会福祉士の資格を有する者（資格証）  （　　）３号 高卒以上かつ２年以上児童福祉事業に従事した者  （卒業証明書・実務経験証明書）  （　　）４号 教育職員免許法第４条に規定する免許状を有する者（資格証）  （　　）５号 大学において指定の課程を修了し卒業した者（卒業証明書）  （　　）６号 大学で指定の課程を修了し大学院に進学した者（成績証明書）  （　　）７号 大学院において指定の課程を修了した者（卒業証明書）  （　　）８号 外国の大学で指定の課程を修了した者（卒業証明書）  （　　）９号 高卒かつ２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者  （卒業証明書・実務経験証明書）  （　　）10号 ５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者（実務経験証明書） | | | | | |
| 前年度一部科目修了の方は✔ | | （　　）前年度一部科目修了者（一部科目修了証の写し） | | | | |
| 勤 務 先  クラブ名 |  | | | | | |
| 勤 務 先  住　　所 | 〒　　　　－ | | | | | |
| 勤 務 先  電話番号 | （　　　）　　　－ | | | 勤 務 先  FAX番号 | （　　　）　　　－ | |
| 特記事項欄  (必要な方のみ) | ※研修受講にあたっての申し送り事項があれば、ご記入ください。 | | | | | |

※本申込書に記載された情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供のために使用します。

実務経験証明書

下記の者は、下記のとおり児童福祉事業（又は放課後児童健全育成事業に類似する事業）に従事したことを証明する。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ①　氏名 |  |
| ②　生年月日 | 昭和　・　平成　　　　年　　　月　　　日生 |
| ③　住所 |  |
| ④　従事経験のある児童福祉事業名  （又は従事経験のある放課後児童健全育成事業に類似する事業名） |  |
| ⑤　④の従事期間  （総勤務時間概算） | 年　　月　　日　　～　　　　年　　月　　日  （約　　　　　　　時間） |

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　所在地

名称

　　　　　　　　　　　　　　　事業主名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

【※第９号の場合（市町村長の証明）】

　高知県放課後児童支援員認定資格研修の受講に際し、上記の者は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第３項第９号に該当していることを証明する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

実務経験証明書

下記の者は、下記のとおり放課後児童健全育成事業に従事したことを証明する。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ①　氏名 |  |
| ②　生年月日 | 昭和　・　平成　　　　年　　　月　　　日生 |
| ③　住所 |  |
| ④　従事経験のある放課後児童健全  育成事業所名 |  |
| ⑤　④の従事期間（従事年数） | 年　　月　　日　　～　　　　年　　月　　日  （約　　　　　　　年） |

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　所在地

名称

　　　　　　　　　　　　　　　事業主名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

【市町村長の証明】

　高知県放課後児童支援員認定資格研修の受講に際し、上記の者は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第３項第10号に該当していることを証明する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞